

薬生食輸発0618第2号  
令和3年6月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)のプロシミドン並びにベトナム産  
レイシ(ライチ)のトリシクラゾール及びドリアンのプロシミドン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年  
6月15日付け薬生食輸発0615第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、韓国産まくわうり及びベトナム産レイシ(ライチ)のモニタリング検査におい  
て、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったこ  
とから、韓国産まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)のプロシミドン及びベトナム  
産レイシ(ライチ)のトリシクラゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上  
げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対す  
る輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、  
製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、ベトナム産ドリアンのプロシミドンについて、検査命令の対象としたことから、  
モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係  
業者等への周知方よろしく願います。

なお、韓国産まくわうりのプロシミドンについては、登録検査機関による自主検査受  
託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 6月18日	韓国	まくわうり（漬物用 まくわうりを除く。） 及びその加工品（簡 易な加工に限る。）	残留農薬（プロシ ミドン）	HAN JIN
	ベトナム	レイシ（ライチ）及 びその加工品（簡易 な加工に限る。）	残留農薬（トリシ クラゾール）	VJ TRADING SERVICES.CO.,LTD